

ハローワークの民間開放について

1. 現状

現在、ハローワーク（公共職業安定所）では、以下の事業を行っている。

< 主な事業 >

無料職業紹介事業（求人・求職の登録、相談等）

雇用保険関連事業（失業認定、雇用保険給付等）

その他

ハローワークは、国の事業の内、公務員が、直接、窓口でサービスを提供する事業としては最大規模のものである。

全国の職員数は約 24,000 人（半数が非正規職員）で、内、約 15,000 人の職員（うち非正規職員は約 9,000 人）が、直接、職業紹介に関わる業務に従事している。

< 組織・職員数（平成 16 年度末） >

- ・ ハローワーク 476 所、出張所 107 所、分室 25 室
- ・ 正規職員数 12,235 人
- ・ 非正規職員数 12,231 人

中高年ホワイトカラーや若年失業者の増加等、失業者の質が多様化するなかで、過去のような単純労働者中心の公的職業紹介業務の在り方に限界が生じている一方、職業紹介に関わる民間事業も既に発展している。

2. 問題意識

ハローワークにおける職業紹介の実態は、求職者自身が求人票や自己検索端末で希望の求人先を探し、窓口の職員にその応募の手続きを依頼するものであり、事実上、不特定多数の企業を対象とした無料の文書募集の機能に近いのではないかと。さらに、近年の「しごと情報ネット」の利用拡大でネット検索が容易になったことは、求職者の利便性を高める一方で、有料で求人情報を提供している新聞・雑誌・ネットビジネス等との競合性も強まっている。

他方、自ら求職先を探すことが困難な就業困難者についてのマッチング業務は、必ずしも十分に実施されておらず、例えば、長期失業者については民間事業者が職業紹介事業が委託されている。

また、民間出身の非常勤職員が一部個別相談的な業務や求人企業の開拓業務を行っており、こうした官が雇用する民間人の比率が急速に高まっているが、十分なインセンティブメカニズムを欠いた民間活用のコスト・ベネフィットについての情報は、十分に開示されていない。

さらに、一部の就業困難者については、企業に対して雇用補助金を給付することで対応しているが、これがどれだけ新規の雇用増を生み出しているかには疑問がある。

効率的な職業紹介の基本は、教育・訓練事業との一体化であるが、民間とは異なり、国の公共職業訓練事業はハローワークと独立の事業であり、両者の連携は十分機能的になされていない。

また、公共職業訓練事業については、必ずしも求職者のニーズに対応したサービス（メニュー・受講時間等）となっていないとの指摘がある。

民間の有料職業紹介事業者は、企業が必要とする求人を、求人企業の費用負担の下、求職者には原則として無料でマッチングサービスを提供している。その意味では、官民ともに求職者にとっては無料の職業紹介事業であることは同様であり、職業紹介費用の負担者が国か企業かの違いに過ぎない。

今後とも国が公務員を用いて自ら行う全国的な無料職業紹介事業を維持するか、それとも、既に知見・ノウハウを有する民間事業者の力を活用して抜本的な民間開放を行い、サービスのコスト削減・質向上を目指していくかの選択が迫られている。

3 . 改革の方向性

(1) 基本的な考え方

「規制改革の推進に関する第3次答申」(平成15年12月22日総合規制改革会議)では、『職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進』として、以下のとおり指摘している。

「公共職業安定所(ハローワーク)については、その基本的な機能とサービスの質を維持した上で、民間委託の更なる拡大に加え、公設民営方式などの導入、独立行政法人化、地方公共団体への業務移管など、その組織・業務の抜本的な見直しについて、検討を進め、結論を得べきである。なお、ハローワークについては、求職・求人のマッチング率が必ずしも高くないとの指摘もある。」

上記を踏まえ、当会議としては、求職・求人のマッチング率を向上させる等の観点から、ハローワークの業務について、有料職業紹介や職業訓練等で優れた知見・ノウハウを有する民間事業者等の力を積極的に活用し、抜本的な民間開放を進めるべきと考えている。

これらの点を踏まえ、下記の視点から、民間開放を抜本的に進めていく必要がある。

- ・ 長期失業者の就業支援を民間事業者に委託する事業が始まっていることは評価されるものの、その規模は小さく、雇用保険事業とは完全に別個のものである。官が就業容易な求職者を対象とし、民が困難な求職者に特化するという現行の役割分担には問題がないか。
- ・ ハローワークの業務の一部を非正規の民間出身職員に委ねる方式を、民間事業者への包括的な委託へと転換することで、インセンティブメカニズムを活用することができないか。
- ・ 公共職業訓練事業を民間開放し、職業紹介と一体的に行う事業を、国が民間事業者に包括的に委託することで、より効率的な失業対策を実施することができるのではないか。

- ・ 現行ハローワークの業務実態やコストの全面的な開示を行うことで、官業と少なくとも同じサービスの質を維持する前提で、特定のハローワーク運営に関して民間事業者の公募を実施できるのではないかな。

(2) 民間開放の一手法としての「市場化テスト」の実施

経済財政諮問会議においても、ハローワークについては、「市場化テスト」(官民競争入札制度)の「モデル事業」(平成17年度における試行的導入)の対象とすべき旨議論されており、小泉総理からも、「市場化テストについては、まずは17年度に試行的に導入するモデル事業を成功させていただきたい」との指示が出されている。

民間事業者等からの「市場化テスト」に関する提案を最大限尊重し、例えば、下記の民間開放を推進すべきである。

「公設民営」

特定の一のハローワークが実施している原則すべての事業を、契約上の守秘義務等を課した上で、知見・ノウハウを有する民間事業者等に一括して民間開放(包括的委託等)する。

(市場化テスト(モデル事業)の対象とし、官民間の競争入札によって、どちらがサービスの質・コストの面で優れているか、国民の目に見える形で客観的に検証し、職業紹介事業等の実施主体を決めていく。)

職業紹介と職業訓練の一体的包括委託

上記 にあわせて、公共職業訓練施設が実施している職業訓練事業((独)雇用・能力開発機構のアビリティーガーデンが実施している事業等)を民間開放する。(市場化テスト(モデル事業)の対象とする。)

その他

- ハローワーク内で実施されている、例えば中高年の求職者を対象とした就業支援事業(人材バンク等)を、教育訓練事業と一体化した形態で民間事業者に開放する。(市場化テスト(モデル事業)の対象とする。)
- ジョブカフェ等で実施されている若年求職者(雇用保険の対象外)に対する就業支援事業者に、ハローワークの求人情報を活用した職業紹介を可能とする。(市場化テスト(モデル事業)の対象とする。)